

大磯町地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和の適用に係る
事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年3月27日老計第1017001厚生労働省老健局計画課長通知)の2の(3)の外部評価の実施回数を2年に1回にすること(以下「実施回数の緩和」という。)について、「神奈川県における指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて」を踏まえ、指定認知症対応型共同生活介護事業者等(以下「事業者」という。)に対し実施回数の緩和を適用する場合の手続きを定めることにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

(実施回数の緩和の申請)

第2条 事業者は、次項に定める要件をすべて満たす事業所について、実施回数の緩和の適用を受け等とする場合は、町長が定める期日までに、「外部評価の実施回数の緩和に係る申請書」(第1号様式)に要件を満たすことを証する文書を添えて、町長に申請しなければならない。

2 実施回数の緩和を受けるための要件は次のとおりとする。

- (1) 実施回数の緩和の適用を受ける年度(以下「緩和申請年度」という。)の前5年において継続して外部評価を実施していること。(実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前5年間に於いて継続して実施していることとした要件の適用に当たっては実施したものみなす。)
- (2) 緩和申請年度の前年度において実施した外部評価の「神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価期間選定要綱」(以下「県選定要綱」という。)に規定された「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を提出していること。
- (3) 緩和申請年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。
- (4) 前号の運営推進会議において、構成員(オブザーバーも含む)に町職員又は地域包括支援センターの職員(以下「町職員等」という。)が含まれており、かつ緩和申請年度の前年度において開催された運営推進会議に町職員等が1回以上出席していること。
- (5) 「県選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び7の実施状況に係る外部評価が適切であること。

(実施回数の緩和の適用)

第3条 町長は、前条第1項の申請書の内容を審査した結果、同条第2項の要件をすべて満たしているものと判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができる。

2 町長は、実施回数の緩和を適用した場合は、当該事業者に対し、外部評価の実施回数の緩和に係る適用通知書（第2号様式）により通知する。

（適用の取消し）

第4条 町長は、実施回数の緩和を適用した事業所について、第2条第2項に規定する要件のうち、いずれかの要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用を取消すべきと判断した場合は、当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成29年11月7日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。